

Ⅱ.石川県開発審査会附議基準

事後報告編

令和 3年 3月 23日

石川県土木部建築住宅課

目 次

石川県開発審査会事後報告基準

1	農家世帯等の分家住宅	・・・・・・・・・・	1
2	既存集落内の自己用住宅	・・・・・・・・・・	1
3	指定大規模既存集落内の自己用住宅、分家住宅	・・・・・・・・・・	1
4	収用対象事業による移転	・・・・・・・・・・	1
5	土地区画整理地内の開発行為	・・・・・・・・・・	2
6	地域を限定して許可の対象となるもの	・・・・・・・・・・	2
7	適正に利用された建築物の敷地利用	・・・・・・・・・・	2
8	産業廃棄物の処理施設	・・・・・・・・・・	2
9	既存宅地	・・・・・・・・・・	2
10	既存宅地での再開発	・・・・・・・・・・	2
11	地域再生のための既存建築物の用途変更	・・・・・・・・・・	3

平成26年 8月 1日全部改正

令和 3年 3月23日一部改正

石川県開発審査会事後報告基準

以下のものについては、開発審査会の議を経たものとして処理し、後日の開発審査会に報告する。

1 農家世帯等の分家住宅

石川県開発審査会附議基準（以下「附議基準」という。）1-1「農家世帯等の分家住宅」で次の各号に該当するもの。

- イ 許可の対象となる土地は、既存集落内又はその隣接地であること。
- ロ 道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び通行の安全の観点から支障がないと認められるよう整備されていること。
- ハ 許可の対象となる建築物の建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。
- ニ 許可の対象となる者は、民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の内2親等までの者であること。

2 既存集落内の自己用住宅

附議基準1-2「既存集落内の自己用住宅」で次の各号に該当するもの。

- イ 許可の対象となる土地は、既存集落内又はその隣接地であること。
- ロ 道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び通行の安全の観点から支障がないと認められるよう整備されていること。
- ハ 許可の対象となる建築物の建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。

3 指定大規模既存集落内の自己用住宅、分家住宅

附議基準1-3「指定大規模既存集落内の自己用住宅、分家住宅」で次の各号に該当するもの。

- イ 許可の対象となる土地は、既存集落内又はその隣接地であること。
- ロ 道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び通行の安全の観点から支障がないと認められるよう整備されていること。
- ハ 許可の対象となる建築物の建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。
- ニ 分家住宅として許可の対象となる者は、民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の内2親等までの者であること。

4 収用対象事業による移転

附議基準1-12「収用対象事業による移転」で次の各号に該当するもの。

- イ 収用対象建築物が市街化調整区域に存すること。
- ロ 許可の対象となる土地は、既存集落内又はその隣接地であること。
- ハ 道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び通行の安全の観点から支障がないと認められるよう整備されていること。
- ニ 許可の対象となる建築物の建ぺい率は60%以下、容積率は200%以下であること。

5 土地区画整理地内の開発行為

附議基準 1-14 「土地区画整理地内の開発行為」に該当するもの。

6 地域を限定して許可の対象となるもの

(1) 既着工及び経過措置としての開発許可

附議基準 1-19 「地域を限定して許可の対象となるもの」(4) 「既着工及び経過措置としての開発許可」で次の各号の一に該当するもの。

- イ 当該開発許可又は届出に係る予定建築物の建築又は第一種特定工作物の新設をするもの。
- ロ 当該開発許可又は届出に係る予定建築物以外の建築物の建築で、次の各号に該当するもの。
 - (イ) 法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく許可申請又は法第 43 条第 1 項の規定に基づく許可申請であること。
 - (ロ) 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に係る制限に適合する用途の建築物であること。
 - (ハ) 併用住宅は、法 34 条第 1 号に該当する建築物との併用であること。
 - (ニ) 自己の居住又は業務の用に供するものであること。

7 適正に利用された建築物の敷地利用

附議基準 1-21 「適正に利用された建築物の敷地利用」で次の各号に該当するもの。

- イ 適正に利用された建築物又は建築行為をしようとする建築物の用途が、自己の居住の用に供する一戸の専用住宅であること。
- ロ 従前に許可を受けた敷地と同一敷地であること。

8 産業廃棄物の処理施設

附議基準 1-26 「産業廃棄物の処理施設」に該当するもの。

9 既存宅地

附議基準 2-2 「既存宅地」で次の各号に該当するもの。

- イ 自己の居住の用に供する建築物であること。
- ロ 併用住宅は、法第 34 条第 1 号に該当する建築物との併用であること。

10 既存宅地での再開発

附議基準 2-4 「既存宅地での再開発」で次の各号に該当するもの。

- イ 開発行為が単なる擁壁工事及び切盛土工事であること。(公道である前面道路の拡幅工事を含む。「公道」とは、一般市町道及び建築基準法に基づく位置指定道路をいう。)
- ロ 自己の居住又は業務の用に供するものであること。
- ハ 敷地面積が 1,000 m²未満であること。

11 地域再生のための既存建築物の用途変更

附議基準 2-5 「地域再生のための既存建築物の用途変更」で次の各号に該当するもの。

- イ 許可の対象となる土地は、既存集落内又はその隣接地であること。
- ロ 道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び通行の安全の観点から支障がないと認められるよう整備されていること。
- ハ 附議基準 2-5 (3)ロの用途変更であること。